

地域連携型医療法人制度（仮称）のポイントと論点（当日資料より事務局にて抜粋）

1. 新型法人の事業地域範囲

○ 事業地域範囲の考え方

- ・ 事業地域範囲については、地域医療構想区域を基本として、地域の医療事業を実施するのに適当な範囲を新型法人が定め、都道府県知事が認可する範囲とすることとしてはどうか。

2. 新型法人の対象範囲（参加者）

○ 複数法人の参加

- ・ 新型法人は、複数の法人等における統一的な事業実施方針の決定等を行う法人であるため、参加法人等は複数であることを前提とすることとしてはどうか。

○ 参加法人等の範囲

- ・ 地域内の医療事業を実施する者については、法人・個人を問わず、対象とすることとしてはどうか。
 - 参加法人の範囲については、事業地域範囲内における医療事業（病院、診療所等）を実施する法人とすることとしてはどうか。社団の場合は参加法人を社員に、財団の場合は参加法人を代表する者を評議員にすることとしてはどうか。なお、社会福祉法人の具体的取扱いについては引き続き検討することとしてはどうか。
- ・ 地域内の介護事業を実施する者の参加について、どのように考えるのか。
 - 地域内の介護事業を実施する者については、社会福祉法人制度改革でも議論されている公益性・非営利性を確保する観点からの厳しい規制が講じられていることを踏まえれば課題があるとの考え方や、地域包括ケア推進の観点から介護事業を実施する社会福祉法人等も対象とする考え方があり、引き続き議論が必要。

3. 新型法人の業務内容

（1）統一的な事業実施方針の決定

- ・ 新型法人は、医療法人の横の連携を強化し、競争よりも協調を進めることを目的としているため、複数の法人等における統一的な事業実施方針の決定を新型法人の主な業務とすることとしてはどうか。
- ・ 統一的な事業実施方針の内容としては、医療機能の分化・各医療機関等の連携に関する事項は必須とすることとしてはどうか。また、その他の共通業務・管理業務等に関して、どのような事項について、新型法人全体で実施するために当該方針に記載するかは法人の自治に委ねることとしてはどうか。

（2）その他の業務

○ 参加法人等の共通業務や管理業務等の実施

- ・ 法人全体の経営の効率化を図るため、法人全体におけるキャリアパスの構築、医薬品等の共同購入、参加法人等への資金貸付等を実施できることとしてはどうか。

- ・ 参加法人等への資金貸付等については、貸付だけを認めることとし、贈与については税法上の取扱いを考慮して認めないこととしてはどうか。

→ 参加法人への資金貸付等については、貸付、債務保証及び出資を一定の範囲に限って認め、贈与については税法上の取扱いを考慮して認めないとする考え方や、現行の医療法人制度と同様に、貸付等についても認めないとする考え方があり、引き続き議論が必要。なお、上記貸付等については、社会福祉法人は対象としないこととしてはどうか。

4. 新型法人のガバナンスの仕組み

○ 議決権の取扱い

- ・ 新型法人が社団である場合、現行の医療法人制度と同様に、社員総会では、非営利性を確保する観点から各社員一議決権とするが、理事については、新型法人の社員総会が選んだ者が就任することとしてはどうか。

→ 現行の医療法人制度と同様に、社員は各一個の議決権を有することとする考え方や、原則として社員は各一個の議決権を有することとするが、ただし公益認定法人に準じて定款で別段の定めをすることができるものとする考え方があり、引き続き議論が必要。

○ 参加法人の統括方法等

- ・ 新型法人は参加法人を統括するが、参加法人の該当事業に係る事業計画や予算等の重要事項についての関与の仕方としては、事項ごとに、参加法人から新型法人に対する意見聴取・勧告を行うという一定の関与にとどまる場合と、協議・承認（不承認の場合の修正指示）を行うという強い関与の場合のどちらかを選択できることとしてはどうか。

○ 地域協議会（仮称）の開催等

- ・ 新型法人が社団である場合、地域関係者の意見を法人運営に反映するため、新型法人において地域の関係者で構成する地域協議会（仮称）を開催し、新型法人へ意見具申できることとしてはどうか。
- ・ 地域関係者の意見を法人運営に反映するため、財団たる新型法人においては、地域関係者を評議員の一定割合以上に任命することとしてはどうか。
- ・ 地域協議会（仮称）は、地域医療に関して設定された目標・貢献度等を基に、新型法人設立の目的が達成されているかを評価することとしてはどうか。（財団である場合は評議員会が同様の役割を担うこととしてはどうか。）
- ・ 社団及び財団たる新型法人においては、地域関係者を理事に任命することとしてはどうか。

5. 新型法人の非営利性の確保等

○ 新型法人における剰余金の配当禁止

- ・ 新型法人における剰余金の配当については、現行の医療法人制度と同様に、禁止することとしてはどうか。

○ 残余財産の帰属先の制限

- ・ 新型法人の解散時の残余財産の帰属先については、現行の持分のない医療法人と同様に、国や地方公共団体等に限定することとしてはどうか。

○ 設立認可等の際の都道府県医療審議会からの意見聴取

- ・ 新型法人の設立認可など、都道府県知事の認可が必要な案件については、都道府県計画、市町村計画等の関連計画との整合性を確保するとともに、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこととしてはどうか。

6. 新型法人の透明性の確保

- ・ 参加法人の病院等においては、新型法人に参加している旨を表記することとしてはどうか。
- ・ 新型法人は、複数の法人における統一的な事業実施方針の決定等を行う法人であり、その活動は地域医療へ大きな影響を及ぼすことから、透明性を確保するため、公認会計士等による外部監査の実施やホームページ等による財務諸表の公告を義務付けることとしてはどうか。
- ・ 新型法人・参加法人全体の財務諸表を作成することについては、統一的な運営に資するというメリットを踏まえ、会計基準が異なる多様な法人が参加することに伴う技術的な課題を整理しつつ、検討することとしてはどうか。